

# 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）と称する。

(使用用語等)

第2条 この定款において使用する用語は、次の各号に掲げる内容を示すものとする。

- (1) 「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条に基づき届出を行うものをいう。
- (2) 「サービス付き高齢者向け住宅」とは、老人福祉法第29条に基づく有料老人ホームの届出を行わず、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（以下「高齢者住まい法」という。）に基づき登録した住宅をいう。
- (3) 「各種高齢者住まい事業」とは、老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム、介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業、又は高齢者向け分譲住宅におけるサービス提供事業をいう。
- (4) 「入会したもの」とは、本協会に入会した法人又は個人をいう。
- (5) 「協同設置者」とは、複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営するものとして、地方自治体に設置届を提出し、受理されたものをいう。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本協会は、日本全国における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の保護と提供サービスの質の向上を図り、各種高齢者住まい事業を含む事業の健全な発展に努め、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 入居者生活保証制度等、入居者の保護に関する事業
- (2) 事業の健全な発展及び質的向上等に関する事業
- (3) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(入居者生活保証制度)

第6条 入居者生活保証制度の業務については、入居者生活保証制度業務方法書をもって定め、理事会の決議を経、かつ、厚生労働省老健局長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 入居者生活保証制度への加入又は制度へのホーム登録を希望する正会員又は開設前会員は、理事会において別に定めるところにより理事会の承認を得なければならない。

3 入居者生活保証制度の利用状況及び決算状況は、毎年本協会の決算報告に合わせて厚生労働省老健局長に報告し、その内容を公表するものとする。

### 第3章 会員

#### (法人の構成員)

第7条 本協会に次の各号に掲げる会員を置く。

- (1) 正会員 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された開設済有料老人ホームの事業主体、及びサービス付き高齢者向け住宅の事業主体であって、入会したもの
  - (2) 開設前会員 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された、又は届出受理前の事前協議を行っている有料老人ホームの事業主体であって、入会したもの
  - (3) 準会員 本協会の事業に賛同する各種高齢者の住まい事業の事業主体であって、入会したもの
  - (4) 賛同会員 第4条の事業目的に賛同して入会した法人又は団体であって、第一号から第三号の会員対象でないもの。
- 2 前項第1号及び第2号の事業主体が協同設置者の場合、地方自治体に有料老人ホームの設置届を行ったすべての事業者で、入会した者全員をもって、1名の会員とみなす。
- 3 第1項の会員のうち正会員をもって、「一般社団法人又は一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 4 第1項の会員に係る本協会との権利義務等については、理事会において別に定める。
- 5 会員が協同設置者の場合、協同設置者は、当該協同設置者を構成する事業者の中から、会員としての権利を代表して行使する事業者(以下「代表事業者」という。)を定め、その名称を本協会に通知するものとする。
- 6 会員が協同設置者の場合、別に定めのない限り、本協会に対する会員としての権利は代表事業者が行使するものとし、本協会に対する会員としての義務は、協同設置者を構成する各事業者が連帯して負うものとする。

#### (会員の資格の取得)

第8条 本協会の会員になろうとするものは、理事会において別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

- 第9条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 入会金及び会費等費用の納入方法及び納入期日等の必要事項並びに分担金の用途は、総会において別に定める。

#### (任意退会)

- 第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 退会しようとする会員は、未履行の義務があるときは、退会までにその義務を履行しなければならない。

#### (除名)

- 第11条 正会員又は開設前会員(会員が協同設置者の場合には、会員を構成する各事業者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。
- (1) 本協会の定款及び規程又は総会の決議に反する行為をしたとき

- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) 老人福祉法第39条及び第40条による罰則、又は介護保険法第77条、第78条の10、第115条の9による指定の取消しを受けたとき
  - (4) 高齢者住まい法第13条第1項第3号に基づき登録が抹消されたとき
  - (5) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により正会員又は開設前会員を除名する場合には、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 第1項の除名の処分をしたときは、本協会は、当該会員の住所（当該会員が別に通知若しくは催告を受ける場所又は連絡先を本協会に通知した場合にあっては、その場所若しくは連絡先）にあてて通知する。
  - 4 準会員及び賛同会員が第1項各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、出席した正会員の議決権の過半数の決議に基づき、除名することができる。
  - 5 前項の除名の処分をしたときは、第2項の規定を準用する。

#### (資格の停止)

- 第12条 理事会は、会員（会員が協同設置者の場合には、会員を構成する各事業者を含む。）が前条第1項各号のいずれかに該当する恐れがあると認められる場合には、会員資格を停止することができる。
- 2 前項による会員資格の内容は、法人法で定める会員の権利に関わる会員資格を除くものとし、理事会において別に定めるものとする。
  - 3 第1項に基づき会員資格を停止する場合には、前条第2項の規定を準用するものとする。
  - 4 会員資格の停止を解除する場合には、前条第2項の手続きを準用するものとする。

#### (会員の資格喪失)

- 第13条 第10条又は第11条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 正会員（開設前会員）が開設する有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅のすべてが、以下のいずれかに該当したとき
    - ア. 有料老人ホームの老人福祉法に基づく事業廃止
    - イ. サービス付き高齢者向け住宅の高齢者住まい法に基づく廃業又は登録抹消
  - (2) 会員が解散又は会社整理、破産若しくは特別清算の開始の申立てがなされたとき
  - (3) 正会員全員が同意したとき
  - (4) 会員が1年継続して会費の支払いを怠ったとき
- 2 第1項の規定に関わらず、会員である協同設置者を構成する一部の事業者が前項第3号に該当する場合にも、当該協同設置者を構成する他の事業者により有料老人ホーム事業の運営が継続する場合には、当該協同設置者は会員資格を喪失しない。
  - 3 資格を喪失した会員に未履行の義務があるときは、その義務を履行しなければならない。

## 第4章 総会

### (構成)

- 第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告及び決算についての事項
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正会員の議決権総数の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 正会員が協同設置者の場合、本条の招集は、代表事業者に対して行う。

(電子提供措置等)

第18条 本協会は、社員総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第20条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 正会員が協同設置者の場合、代表事業者が議決権を行使する。

(決議)

第22条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数を持って行う。ただし、この定款において異なる定めがある場合は、この限りでない。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名する。

(総会の運営)

第24条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

第5章 役員等

(役員を設置)

第25条 本協会に、次の役員を置く。

理事 16名以上20名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち2名を法人法上の代表理事とし、このうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を副理事長とする。
- 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を法人法上の業務執行理事とし、専務理事又は常務理事とすることができる。
- 5 本協会に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任し、このうち理事及び監事の選任方法は理事会において別に定める。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、本協会の業務を分担執行する。
- 4 代表理事ではない副理事長、及び理事の職務及び権限等に関する事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の職務及び権限等に関する事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

(会計監査人の職務及び権限)

第29条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次の各号に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、法人法の定めに従い、本協会が行う事業の調査を行い、監事に報告し、必要に応じ定時総会において意見の陳述を行わなければならない。

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 役員は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第31条 役員又は会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、当該役員又は当該会計監査人に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 本協会の名誉を棄損し、その他本協会の役員又は会計監査人としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第32条 本協会は、理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定めるところに従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会において別に定める。

3 会計監査人に対する報酬等は、過半数の監事の同意を得て理事会において別に定める。

(相談役及び顧問)

第33条 本協会に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事長に対し参考意見を述べること

3 本協会は、任意の機関として2名以内の顧問を置くことができる。

4 顧問は、理事長の諮問に応じる。

5 相談役及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

6 相談役及び顧問の報酬等については、理事会が別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 本協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 前項に定めるもののほか、必要な事項については理事会において別に定める。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、この定款において異なる定めがある場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長、及び監事は、前項の議事録に署名する。

(理事会の運営)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

(委員会の設置)

第40条 本協会は、委員会等を、理事会の決議により設けることができる。

2 委員会等の委員は、理事、有識者、経験者、及び会員のうちから、理事会が委嘱する。

3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第41条 本協会の財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 入居者生活保証制度への拠出金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(財産の管理運用)

第42条 本協会の財産は、理事長が管理運用し、その方法は理事会において別に定める。

2 入居者生活保証制度の管理の方法については、入居者生活保証制度業務方法書の定めによる。

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により承認を得るものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 47 条 この定款は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により、変更することができる。

### (合併等)

第 48 条 本協会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により、法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。  
2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

### (解散)

第 49 条 本協会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分 3 以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第 51 条 本協会が清算をする場合において本協会が有する残余財産は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を経て、認定法第 15 条第 7 項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

### (設置等)

第 52 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び主要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第 53 条 本協会は、主たる事務所に第 44 条及び第 45 条の書類を各条において定める期間備え置くほか、次に掲げる帳簿及び書類を常に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 公益認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類

(5) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第 10 章 公告及び情報公開

(公告)

第 54 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

(情報公開)

第 55 条 本協会は、公正で開かれた事業を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 11 章 補 則

(委任)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 附 則

- 1 この定款の施行は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款の施行に伴う本協会の最初の代表理事は福山宣幸及び市原俊男とする。
- 3 この定款の施行に伴う本協会の最初の会計監査人は、監査法人薄衣佐吉事務所とする。
- 4 第 1 項の法律に定める特例民法法人の解散登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款の変更は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。
- 6 この定款の変更は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。
- 7 この定款の変更は、令和 4 年 6 月 16 日から施行する。但し、第 18 条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が改正施行された日から効力を生ずるものとする。